

静岡県告示第419号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和6年5月28日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 概要を変更する施設

(1) 変更前

種類	名称	位置	能力
緑地	日の出緑地	静岡市清水区港町一丁目 408-2 他21筆	用途 レクリエーション緑地 面積 23,255.23 m <sup>2</sup>

(2) 変更後

種類	名称	位置	能力
緑地	日の出緑地	静岡市清水区港町一丁目 408-2 他31筆	用途 レクリエーション緑地 面積 24,375.21 m <sup>2</sup>